

令和3年度第3回宮城地方最低賃金審議会

日 時 令和3年8月5日(木)午後3時00分
場 所 仙台第四合同庁舎 2階共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 宮城県最低賃金専門部会報告

(2) その他

3 閉 会

添付資料

宮城県最低賃金専門部会報告(写)

仙台弁護士会会長鈴木覚氏からの会長声明

業務改善助成金にかかる厚生労働省のプレスリリース・リーフレット

コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用調整助成金等の
対応にかかる厚生労働省のプレスリリースとリーフレット



令和3年8月5日

宮城地方最低賃金審議会
会長 工藤 農 殿

宮城地方最低賃金審議会
宮城県最低賃金専門部会
部会長 工藤 農

宮城県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年6月29日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、以下のとおり、労使双方の委員より、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性の向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。
- 2 今後においても、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるところであり、事業継続と雇用維持に向け、効果的で即効性のある雇用調整助成金等の支援策について、維持・拡充・追加すること。

また、支援策が迅速かつ広く行き渡るよう、事業者への支援、広報に一層努めること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	工藤 農
	内藤 千香子
	熊谷 真宏
労働者代表委員	阿部 祥大
	佐野 研
	新関 直人
使用者代表委員	稲妻 敏行
	大内 仁
	成田 努

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間853円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

2021年7月30日

宮城地方最低賃金審議会

御中

仙台弁護士会
会長 鈴木

賞

「会長声明」の送付のご案内

当会では、2021年7月29日開催の常議員会において別紙書面のとおり「宮城県の最低賃金額の引上げと中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明」を发表致しました。

よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

以上

【執行先】

内閣総理大臣，衆議院議長，参議院議長，宮城県地方最低賃金審議会，厚生労働省宮城労働局

【参考送付】

各政党，宮城県選出国會議員，日本弁護士連合会，各弁護士会，各弁護士会連合会，河北新報論説委員



宮城県の最低賃金額の引上げと中小零細企業への実効的な支援等を求める 会長声明

1 昨年度の状況

(1) 昨年、中央最低賃金審議会は、2020年度の地域別最低賃金額の引上げ額について目安額の提示を見送った。これを受けて、各地の審議会も引上げ額を抑制しており、宮城県の最低賃金額は2020年10月1日から時間額825円（1円増）とされるにとどまっている。

しかし、時給825円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても月収が約15万円に届かず、年間で見てもいわゆる「ワーキングプア」といわれる年収200万円を大きく割り込むものとなる。この金額では労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは困難である。

(2) この「見送り」の根拠は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響から、経営基盤が脆弱な多くの中小零細企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念が広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきということにあった。

しかしながら、上記のとおり、そもそも見送り前の最低賃金額は生活維持に十分な水準ではなかった。最低賃金の引上げは、消費需要を喚起し経済を活性化する効果を有するものでもあり、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、引上げの流れを後退させるべきではない。コロナ禍にあっても、2021年にフランス、ドイツ、イギリス等多くの国で、最低賃金が引き上げられている。

(3) 最低賃金の引上げは、正規労働者・非正規労働者の中に広がる低賃金と、それによって広がり続ける格差の解消にとって重要かつ有効な施策でもある。さらに最低賃金の引き上げは、離職率の減少につながり、企業の新規採用や訓練へのコストを減らし、生産性の向上につながるだけでなく、賃金が消費に回り、地域的及び全国的に経済循環を活発にする効果が

期待される。

また、最低賃金は都市部と地方とでは金額に格差があることも問題である。現在、低い金額に設定されている地方の最低賃金の大幅な引上げを、地域の活性化と連動した形で行うことにより、地方から中央への人口の流出を防ぎ、地域格差の解消にも有効策となることも期待できる。

(4) 最低賃金の大幅引上げは、他方で、中小零細企業の経営を圧迫するおそれがある。特に新型コロナウイルス感染拡大が拡大している現状においては、中小零細企業への配慮がより必要となっている。

そこで、最低賃金の引上げを行う場合は、そのスケジュールを明確にするともに、賃金を引き上げた中小零細企業への社会保険料の減免措置や補助金給付制度等の政策も検討すべきである。その他、中小零細企業への支援策を積極的に講じることによって、最低賃金引き上げに対応できる経営基盤の確立を後押しすることが政府には求められる。

2 最低賃金額の大幅な引き上げについて

(1) 中央最低賃金審議会は2021年(令和3年)7月16日、最低賃金の引き上げ額の目安を全ての都道府県について28円として答申した。この金額は、2002年(平成14年)以降に、最低賃金が時給で示されるようになって以降、最も高いものである。また、引き上げ額が一律となったことで、都道府県間の最低賃金額の格差の拡大が抑えられたことも評価できる。しかし、前項で述べたとおり、昨年における宮城県の最低賃金額は1円増にとどまったこと及び最低賃金の引上げは様々な格差の解消にとって重要かつ有効な施策であることからすれば、中央最低審議会の答申ではまだ不十分といえる。

(2) そこで、当会は、宮城地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会の目安を踏まえて、宮城県の最低賃金額を、825円から28円以上大幅に引き上げる答申を行うよう求めるとともに、新型コロナウイルス感

染拡大に伴い中小零細企業の経営状況が極めて悪化していることから、国及び宮城県に対しては、社会保険料の事業者負担部分の大幅な減免や補助金の速やかな交付など、中小零細企業への実効的な支援等を求めるものである。

2021年（令和3年）7月29日

仙 台 弁 護 士 会

会 長 鈴 木

寛

報道関係者 各位

令和3年7月27日

【照会先】

労働基準局賃金課

主任中央賃金指導官 小城 英樹

賃金・退職金制度係長 松浦 亮平

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5348)

(直通電話) 03 (3502) 6758

「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和・拡充を8月から行います

厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、8月1日から、対象人数の拡大や助成上限額の引き上げを行います。また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、45円コースの新設・同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上を図ります。

この制度では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまにその設備投資などに要した費用の一部を助成しています。

詳細は、下記の「別紙」およびホームページをご覧ください。

また、ホームページの中に、制度の概要や申請書の記載方法などを解説した動画を掲載する予定です。

【助成金制度の詳細はこちら】

[2]業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyoku/03.html

【添付資料】

別紙 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、**最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。**

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間**に45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**

報道関係者各位

令和3年7月30日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：宮原 真太郎

課長補佐：古長 秀明

(代表) 03-5253-1111(内線 5816)

(直通) 03-3502-1718

コロナ禍における最低賃金引上げを 踏まえた雇用維持への支援について (雇用調整助成金等による対応)

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を促す観点から、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の特例措置について、以下の対応をとる予定です。

(1) 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業：4/5 [9/10]、大企業：2/3 [3/4] (※1))以上を確保する予定です(※2)。なお、10月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、8月中旬に改めてお知らせします。

(※1) []内は、解雇等を行わない場合

(※2) 上限額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)における「雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に従って対応。

(2) 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する予定です。その概要は、別紙のとおりです。

(参考) 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/pageL07.html

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

(事業主の方へ)

最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給する予定です。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

（例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象）

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 具体的な申請手続等は別途お知らせします。

お問合せ先 ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

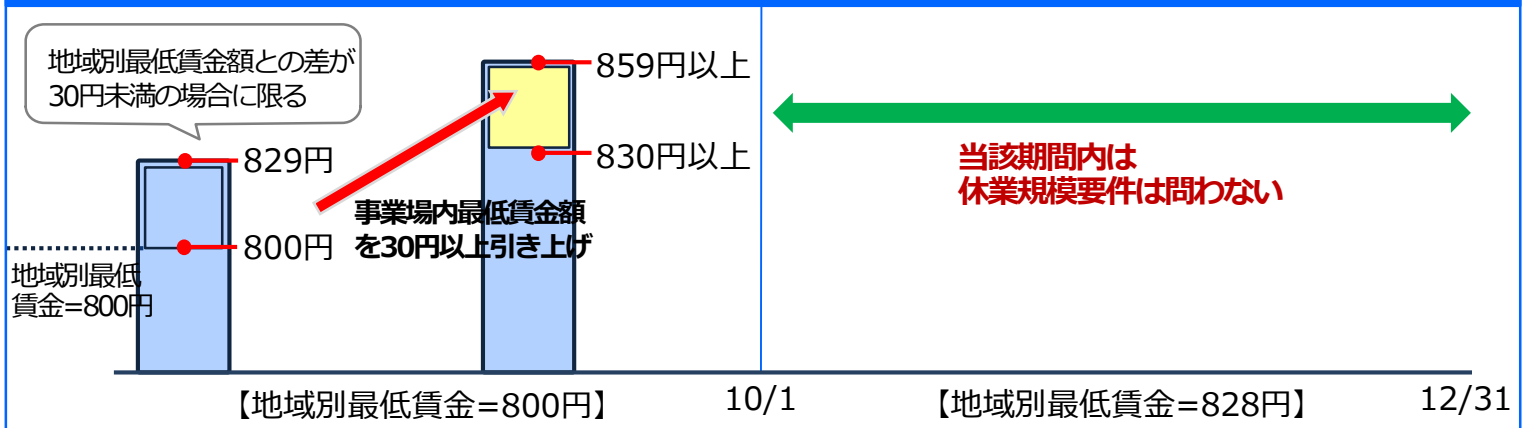


LL030730企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

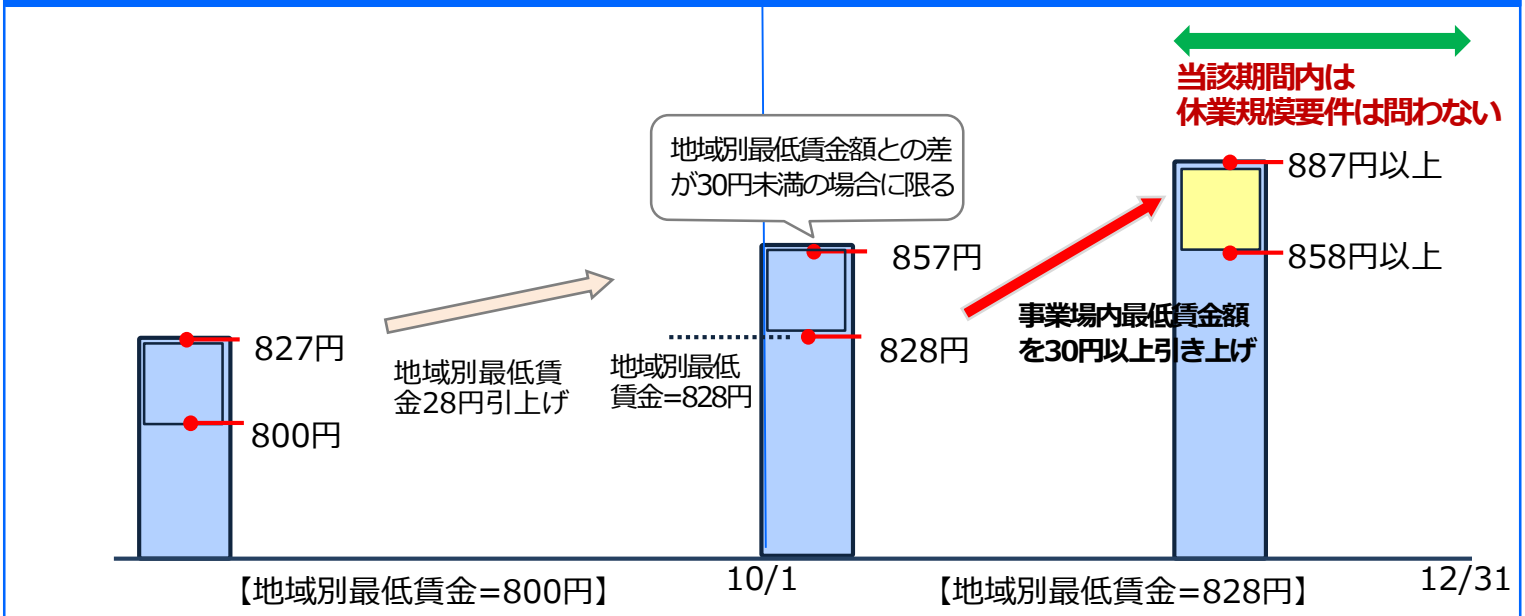
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

(ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



(ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



(ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)

